

(案)
先端医療開発特区(スーパー特区)評価委員会の設置

平成 20 年 8 月 26 日
健康研究推進会議決定

(設置)

1. 先端医療開発特区の対象となる複合体を選定するため、健康研究推進会議に、先端医療開発特区評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(組織)

2. 評価委員会は、書面評価委員及び採択評価委員(以下「委員」という。)で構成する。採択評価委員は15人以内で構成する。

(委員)

3. 健康研究推進会議は、評価委員会の委員を専門家から選任する。

(任期)

4. 委員の任期は1年とする。委員の再任は認める。

(委員長)

5. 評価委員会に委員長一人を置き、構成員の互選によって構成員のうちからこれを定める。委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

(委員の留意事項)

6. (1) 評価委員会の委員は、本事業に研究代表者として応募することができない。
(2) 評価委員会の委員は、利害関係を有する複合体からの申請については、評価できない。
(3) 評価委員会の委員は、評価に当たって知り得た個人情報や企業秘密等について他に漏らしてはならない。

(会議)

7. 評価委員会は非公開とする。

(結果の公表)

8. 個人情報や企業秘密情報等を除き、選定結果等は公表する。

(評価委員会の庶務)

9. 評価委員会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て内閣府において行う。

(雑則)

10. この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他評価委員会の運営に関し必要な事項は評価委員会が定める。